

第4章

水産業をめぐる国際情勢



(1) 世界の漁業・養殖業生産

ア 世界の漁業・養殖業生産量の推移

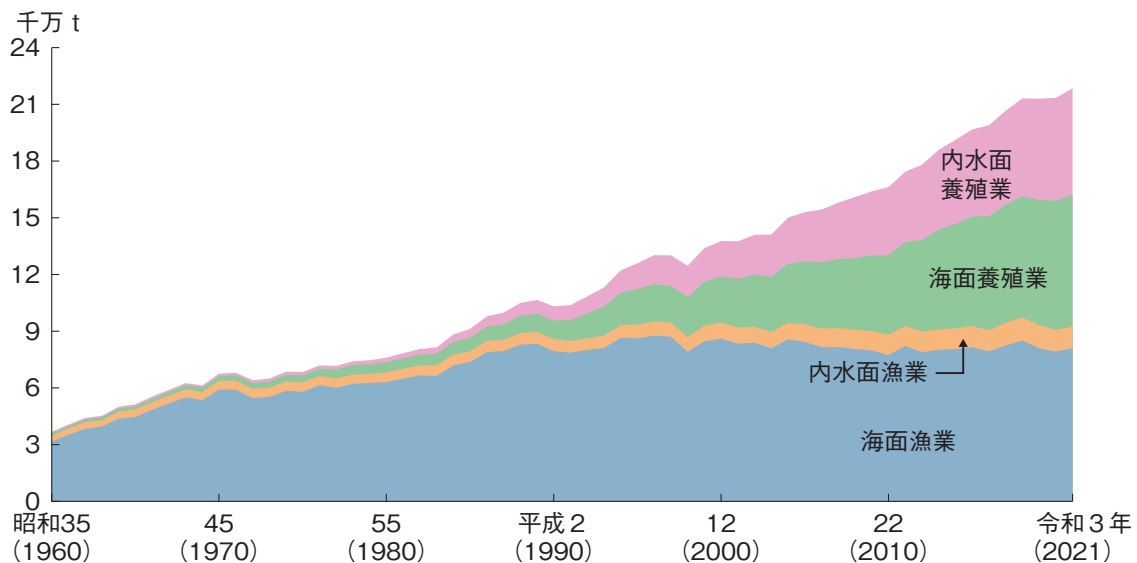
〈世界の漁業・養殖業生産量は2億1,847万t〉

世界の漁業と養殖業を合わせた生産量は増加し続けています。令和3（2021）年の漁業・養殖業生産量は2億1,847万tとなりました。このうち漁業の漁獲量は、1980年代後半以降横ばい傾向となっている一方、養殖業の収穫量は急激に伸びています（図表4-1）。

漁獲量を主要漁業国・地域別に見ると、EU・英国、米国、我が国等の先進国・地域は、過去20年ほどの間、おおむね横ばいから減少傾向で推移しているのに対し、インドネシア、ベトナムといったアジアの新興国をはじめとする開発途上国の漁獲量が増大しており、中国が1,314万tで世界の14%を占めています。

また、魚種別に見ると、ニシン・イワシ類が1,846万tと最も多く、全体の20%を占めていますが、多獲性浮魚類は環境変化により資源水準が大幅な変動を繰り返すことから、ニシン・イワシ類の漁獲量も増減を繰り返しています。タラ類は、1980年代後半以降から減少傾向が続いていましたが、2000年代後半以降増加しました。マグロ・カツオ・カジキ類及びエビ類は、長期的に見ると増加傾向で推移しています（図表4-2）。

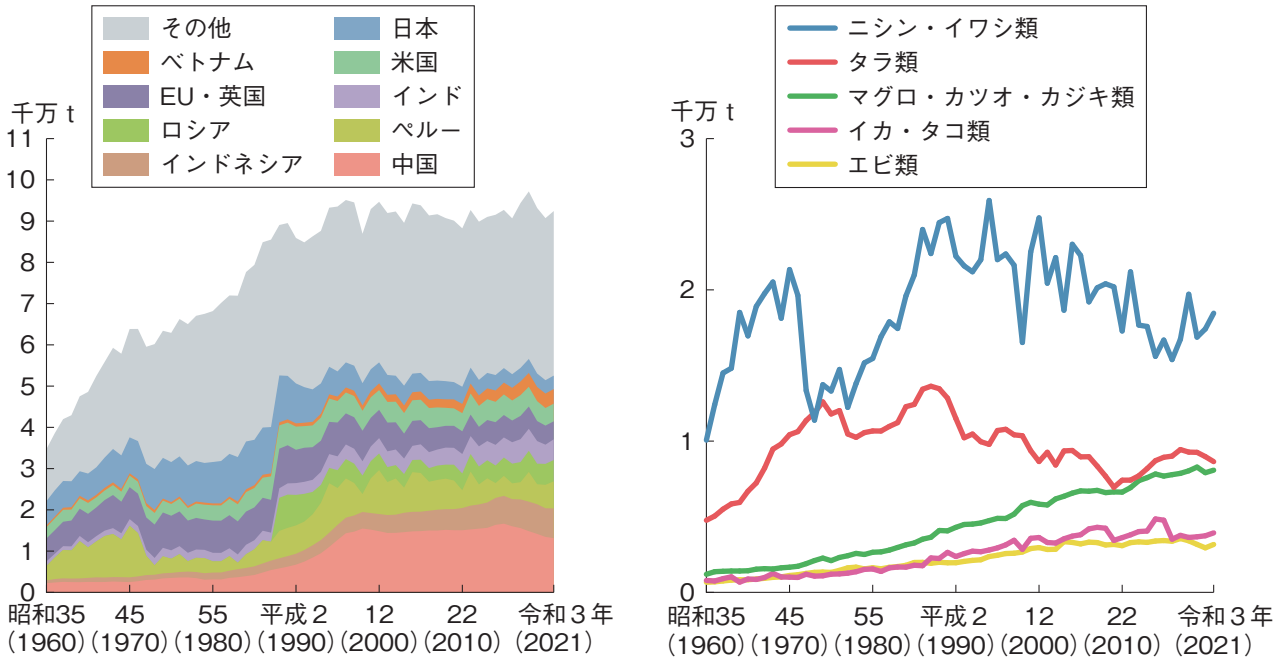
図表4-1 世界の漁業・養殖業生産量の推移



資料：FAO「Fishstat (Global capture production, Global aquaculture production)」(日本以外)及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(日本)に基づき水産庁で作成



図表4-2 世界の漁業の国別及び魚種別漁獲量の推移

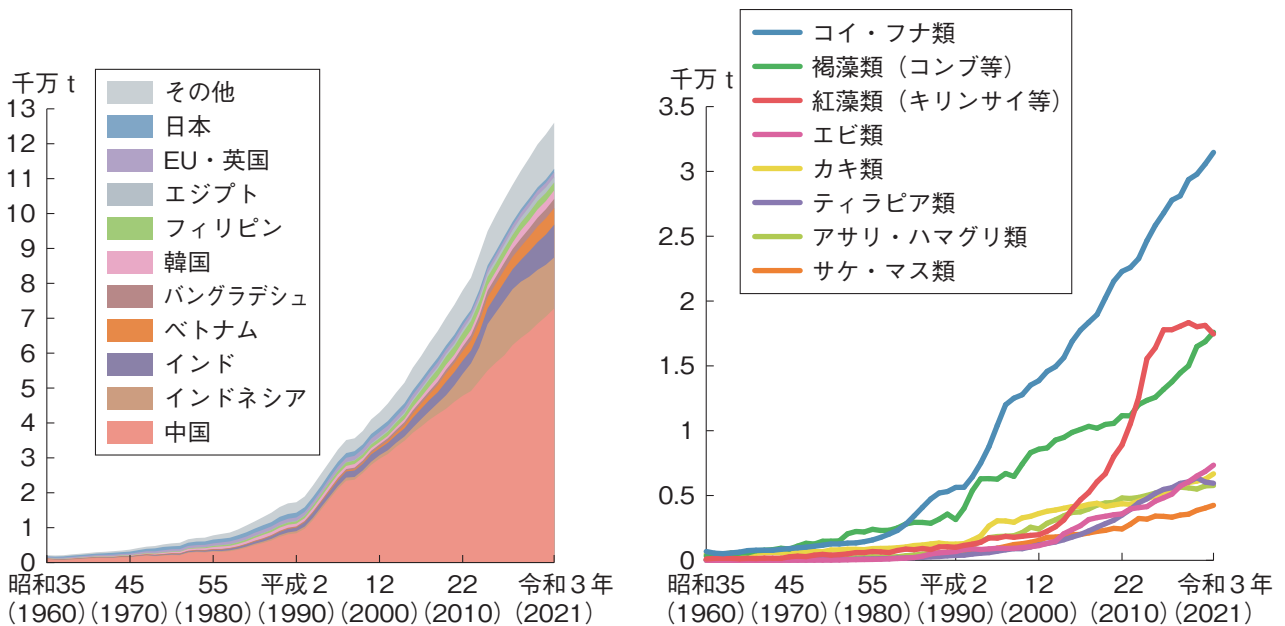


資料：FAO「Fishstat (Global capture production)」(日本以外)及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(日本)に基づき水産庁で作成

他方、養殖業の収穫量を国別に見ると、中国及びインドネシアの増加が顕著であり、中国が7,281万tで世界の58%、インドネシアが1,461万tで世界の12%を占めています。

また、魚種別に見ると、コイ・フナ類が3,147万tで最も多く、全体の25%を占め、次いで褐藻類が1,759万t、紅藻類が1,746万tとなっており、近年、これらの種の増加が顕著となっています(図表4-3)。このうち、紅藻類の多くは、食品その他の工業で使用される増粘剤等となるカラギーナンの原料となっています。

図表4-3 世界の養殖業の国別及び魚種別収穫量の推移



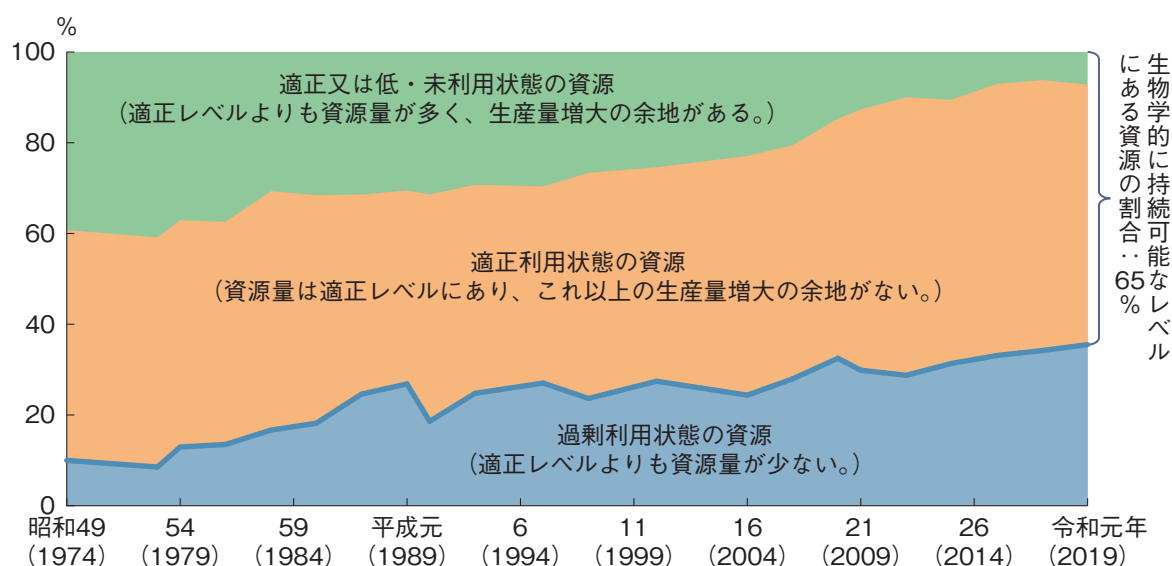
資料：FAO「Fishstat (Global aquaculture production)」(日本以外)及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(日本)に基づき水産庁で作成

イ 世界の水産資源の状況

〈生物学的に持続可能なレベルにある資源は65%〉

国際連合食糧農業機関（FAO）は、世界中の資源評価の結果に基づき、世界の海洋水産資源の状況をまとめています。これによれば、持続可能なレベルで漁獲されている状態の資源の割合は、漸減傾向にあります。昭和49（1974）年には90%の水産資源が適正レベル又はそれ以下のレベルで利用されていましたが、令和元（2019）年にはその割合は65%まで下がってきています。これにより、過剰に漁獲されている状態の資源の割合は、10%から35%まで上昇しています。また、世界の資源のうち、適正レベルの上限まで漁獲されている状態の資源は57%、適正レベルまで漁獲されておらず生産量を増大させる余地のある資源は7%にとどまっています（図表4-4）。

図表4-4 世界の資源状況



資料：FAO「The State of World Fisheries and Aquaculture 2022」に基づき水産庁で作成

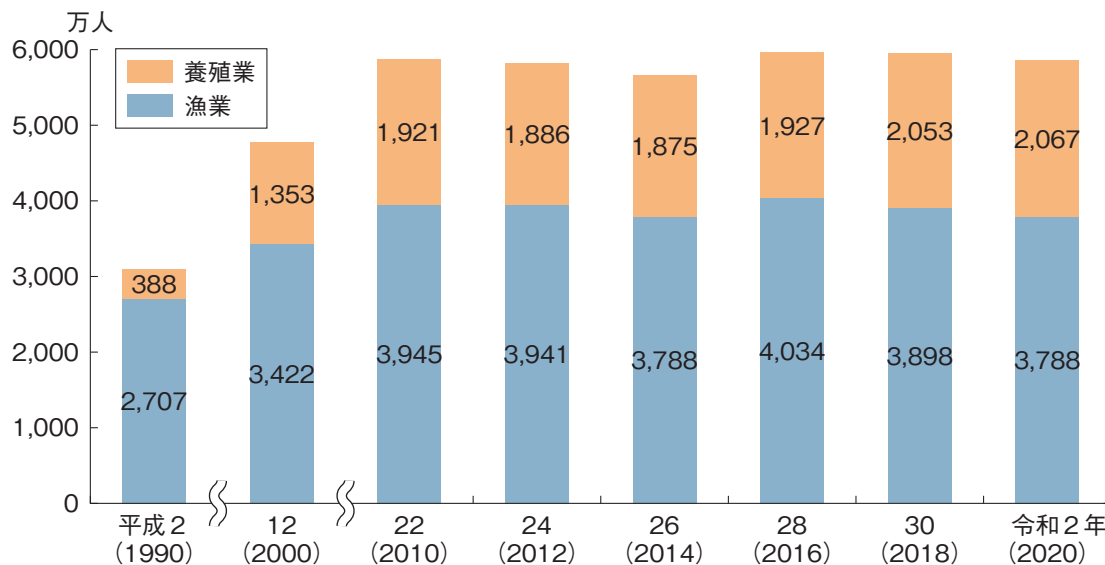
ウ 世界の漁業生産構造

〈世界の漁業・養殖業の従事者は約5千9百万人〉

FAOによると、世界の漁業・養殖業の従事者は、令和2（2020）年時点で約5,900万人となっています。このうち、約3分の2に当たる約3,800万人が漁業の従事者、約2,100万人が養殖業の従事者です。過去、漁業・養殖業の従事者は増加してきましたが、近年は横ばい傾向で推移しています（図表4-5）。



図表4-5 世界の漁業・養殖業の従事者数の推移



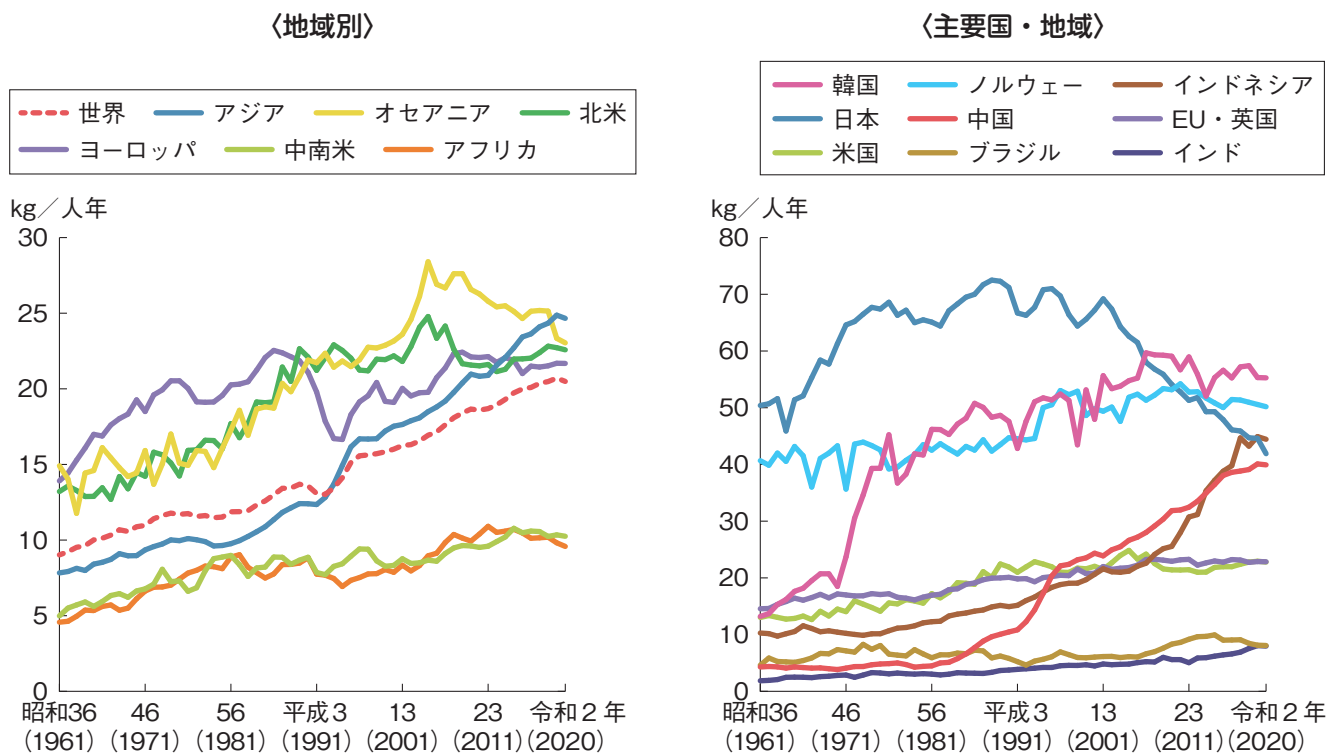
資料：FAO「The State of World Fisheries and Aquaculture 2022」に基づき水産庁で作成

(2) 世界の水産物消費

〈世界の1人1年当たりの食用魚介類の消費量は増加傾向〉

世界では、1人1年当たりの食用魚介類の消費量が過去50年で約2倍に増加し、近年においてもそのペースは衰えていません。1人1年当たりの食用魚介類の消費量の増加は世界的な傾向ですが、とりわけ、元来魚食習慣のあるアジアやオセアニア地域では、生活水準の向上に伴って顕著な増加を示しています。特に、中国では過去50年で約10倍、インドネシアでは約4倍となるなど、新興国を中心とした伸びが目立ちます。一方、我が国の1人1年当たりの食用魚介類の消費量は、世界平均の2倍を上回ってはいるものの、約50年前の水準を下回っており、世界の中では例外的な動きを見せています（図表4-6）。

図表4-6 世界の1人1年当たり食用魚介類の消費量の推移（粗食料ベース）



資料：FAO「FAOSTAT（Food Balance Sheets）」（日本以外）及び農林水産省「食料需給表」（日本）に基づき水産庁で作成

注：1）粗食料とは、廃棄される部分も含んだ食用魚介類の数量。

2）中南米は、カリブ海地域を含む。

(3) 世界の水産物貿易

〈水産物輸出入量は増加傾向〉

現代では、様々な食料品が国際的に取引され、中でも水産物は国際取引に仕向けられる割合の高い国際商材であり、世界の漁業・養殖業生産量の3割以上が輸出に仕向けられています*1。また、輸送費の低下と流通技術の向上、人件費の安い国への加工場の移転、貿易自由化の進展等を背景として、水産物輸出入量は総じて増加傾向にあります（図表4-7）。

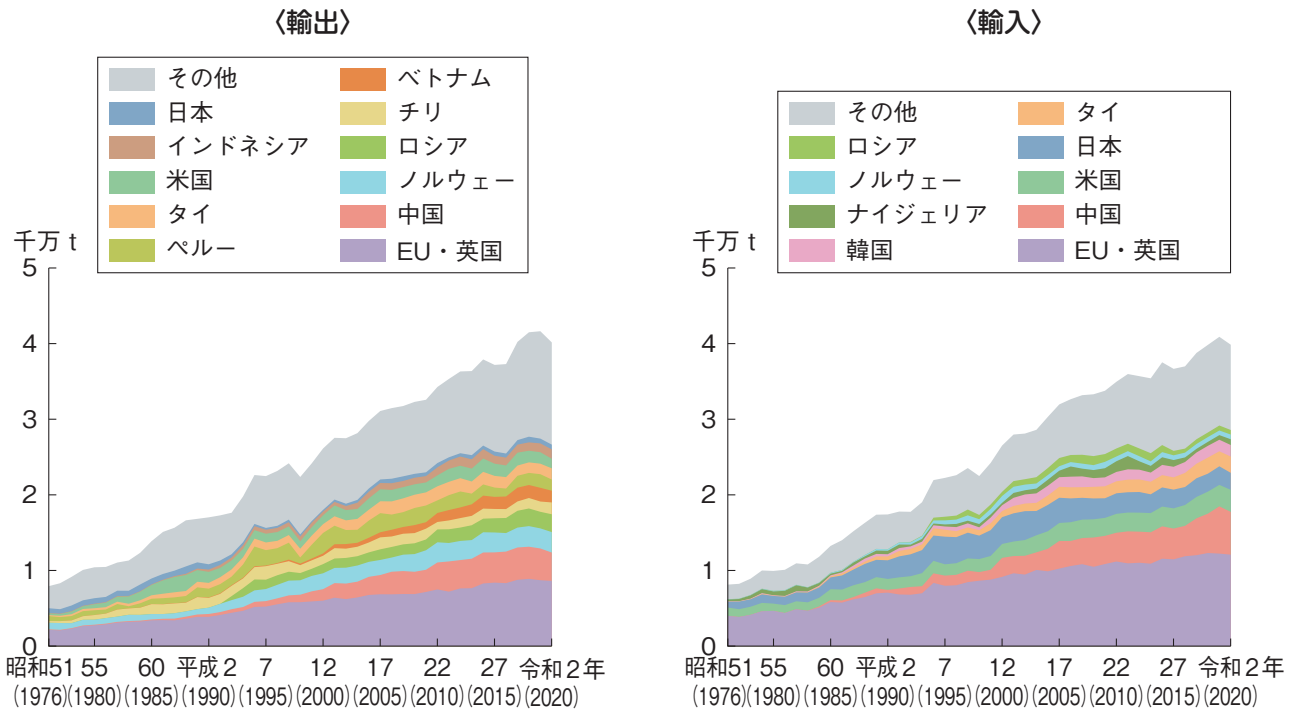
水産物の輸出货量ではEU・英国、中国、ノルウェー、ロシア等が上位を占めており、輸入量ではEU・英国、中国、米国、日本等が上位となっています。特に中国による水産物の輸出入量は大きく増加しており、2000年代半ば以降、単独の国としては世界最大の輸出国かつ輸入国となっています。また、EU・英国、米国、日本等が純輸入国・地域となっています（図表4-8）。我が国の魚介類消費量は減少傾向にあるものの、現在でも世界で上位の需要があり、その需要は世界有数の規模の国内漁業・養殖業生産量及び輸入量によって賄われています。

*1 FAO「The State of World Fisheries and Aquaculture 2022」。

なお、生産量には藻類の生産量は含まれていない。

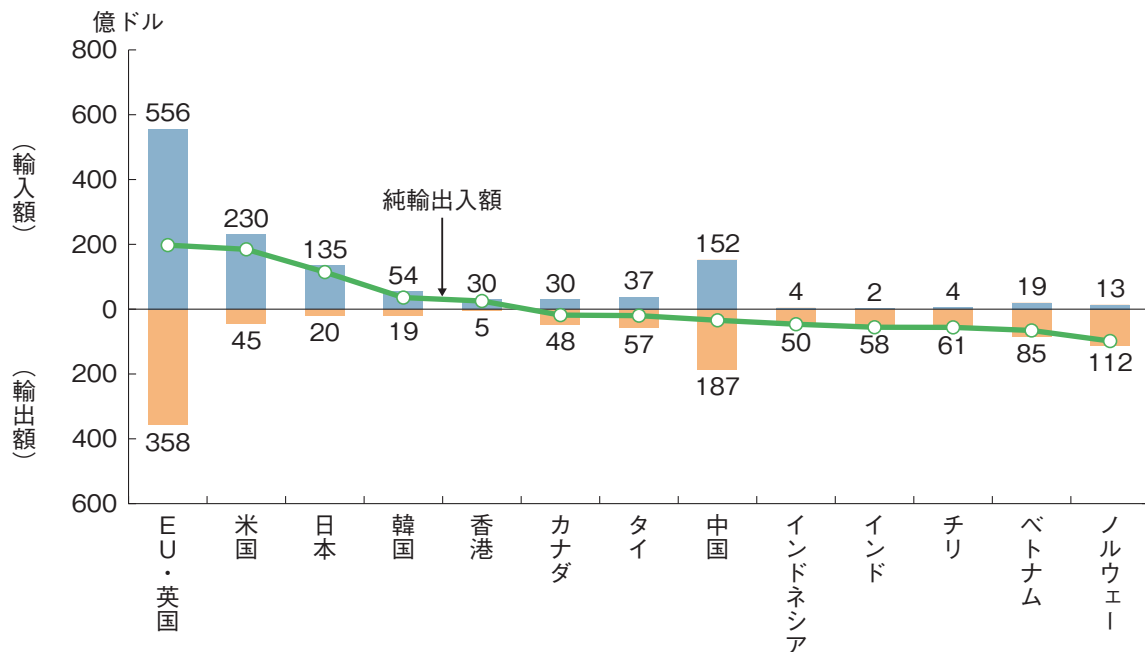


図表4-7 世界の水産物輸出入量の推移



資料：FAO「Fishstat (Global fish trade)」に基づき水産庁で作成
注：EUの輸出入量にはEU域内における貿易を含む。

図表4-8 主要国・地域の水産物輸出入額及び純輸出入額



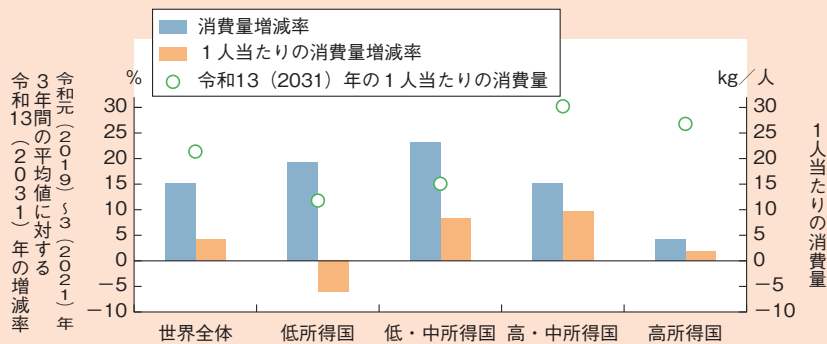
資料：FAO「Fishstat (Global fish trade)」(令和2(2020)年)に基づき水産庁で作成
注：EUの輸出入量にはEU域内における貿易を含む。

(コラム) OECD・FAOによる世界の魚介類の需給予測

経済協力開発機構（OECD）とFAOは、毎年、今後10年間の世界における魚介類を含めた食料等の生産や消費、貿易等の需給予測を行っています。

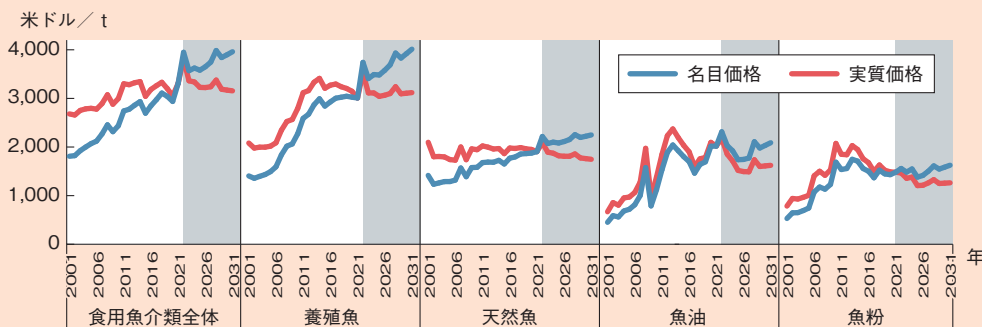
令和4（2022）年に発表された「OECD-FAO Agricultural Outlook 2022-2031」によると、魚介類は栄養価の高い食品であるという認識の高まりから、需要は今後10年間で増加すると見込まれています。ただし、食用魚介類の消費量は、平成24（2012）～令和3（2021）年の年2.0%増加のペースから、令和4（2022）～13（2031）年は、年1.4%増加のペースに減速すると予測されています。この主な理由は、世界の漁業・養殖業生産量の増加のペースの減速や、一部の肉類の価格と比較して魚の価格が高くなること、世界の人口増加のペースが低下することが挙げられます。

また、世界の1人当たりの食用魚介類の消費量（粗食料ベース）は、令和元（2019）～3（2021）年の平均の20.5kgから、令和13（2031）年には21.4kgに達すると予測されています。ただし、低・中所得国、高・中所得国及び高所得国では、今後10年間で1人当たりの消費量は増加する一方、低所得国では、6.1%減少すると見込まれています。



所得別国別食用魚介類消費量の予測

さらに、価格について見てみると、名目値では上昇し、過去の水準に比べて高止まりと予想されています。しかし、実質値では、養殖を除く全ての品目の価格が下落すると予想されています。この主な理由として、食用魚介類については、肉類との競争の激化や養殖の増加、魚油や魚粉については植物由来の代替品の価格の影響等が挙げられます。



世界の品目別魚介類価格の予測

資料：OECD「OECD-FAO Agricultural Outlook 2022-2031」

- 注：1) 38か国・11地域のうち、平成30（2018）年における1人当たりの所得が1,550米ドル未満の国・地域を低所得国、1,550米ドル以上3,895米ドル未満の国・地域を低・中所得国、3,895米ドル以上13,000米ドル未満の国・地域を高・中所得国、13,000米ドル以上の国・地域を高所得国とした。
- 2) 食用魚介類全体は輸入額と輸出額の合計の価格、養殖魚はFAO世界養殖生産単位価格、天然魚は廃棄分を除いた漁獲物のFAO世界船外価格推定値、魚油は北西ヨーロッパにおける価格、魚粉はドイツのハンブルクにおけるたんぱく質含有率64～65%の魚粉の価格。
- 3) 実質価格は、名目価格を米国GDPデフレーター（令和3（2021）年を1とする。）により調整したもの。



(4) 水産物貿易をめぐる国際情勢

ア WTOに関する動き

〈漁業補助金協定を追加するWTO協定改正議定書が採択〉

平成13（2001）年に開始された世界貿易機関（WTO）のルール交渉会合においては、漁業補助金の多数国間での適切な規制により海洋生物資源の持続可能な利用に貢献することを目的として、各国の漁業補助金に関するWTO協定の規律を策定するための議論が行われてきました。平成27（2015）年、SDGsが採択されたことを受け、議論が活発化しました。

その結果、令和4（2022）年6月に開催された第12回WTO閣僚会議において、IUU漁業*¹につながる補助金の禁止、濫獲された資源の枯渇を助長する補助金の原則禁止等を内容とする漁業補助金協定を追加するWTO協定改正議定書が採択されました。同協定は、WTO加盟国の3分の2が締結した時に発効します。なお、同協定に盛り込まれなかった過剰な漁獲能力につながる補助金の禁止等については、引き続き議論が継続されることとなりました。

イ 経済連携協定に関する動き

〈CPTPPへの英国の加入交渉の実質的な妥結〉

平成30（2018）年12月に発効した環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）への英国の加入手続について、CPTPP参加国及び英国との間での協議が進められ、令和5（2023）年3月に交渉が実質的に妥結した旨の閣僚共同声明が発表されました。日本側の関税に関する措置については、現行のCPTPPの範囲内で妥結しました。今後は、英国の加入の条件等を規定する加入議定書の作成作業等が行われることとなります。

(5) 国際的な資源管理



ア 国際的な資源管理の推進

〈EEZ内だけでなく、国際的な資源管理も推進〉

「水産政策の改革」では、我が国は、排他的経済水域（EEZ）内における水産資源の適切な管理を推進していくこととしていますが、サンマやサバといった我が国漁船が漁獲する資源は、外国漁船も漁獲し、競合するものも多いことから、我が国の資源管理の取組の効果が損なわれないよう、国際的な資源管理にも積極的に取り組んでいくことが重要です。

このため、我が国は、国際的な資源管理が適切に推進されるよう、地域漁業管理機関の場や二国間での交渉に努めてきています。

* 1 Illegal, Unreported and Unregulated：違法・無報告・無規制。FAOは、無許可操業（Illegal）、無報告又は虚偽報告された操業（Unreported）、無国籍の漁船、地域漁業管理機関の非加盟国の漁船による違反操業（Unregulated）等、各国の国内法や国際的な操業ルールに従わない無秩序な漁業活動をIUU漁業としている。

イ 地域漁業管理機関

〈資源の適切な管理と持続的利用のための活動に積極的に参画〉

国連海洋法条約^{*1}では、沿岸国及び高度回遊性魚種を漁獲する国は、当該資源の保存及び利用のため、EEZの内外を問わず地域漁業管理機関を通じて協力することを定めています。

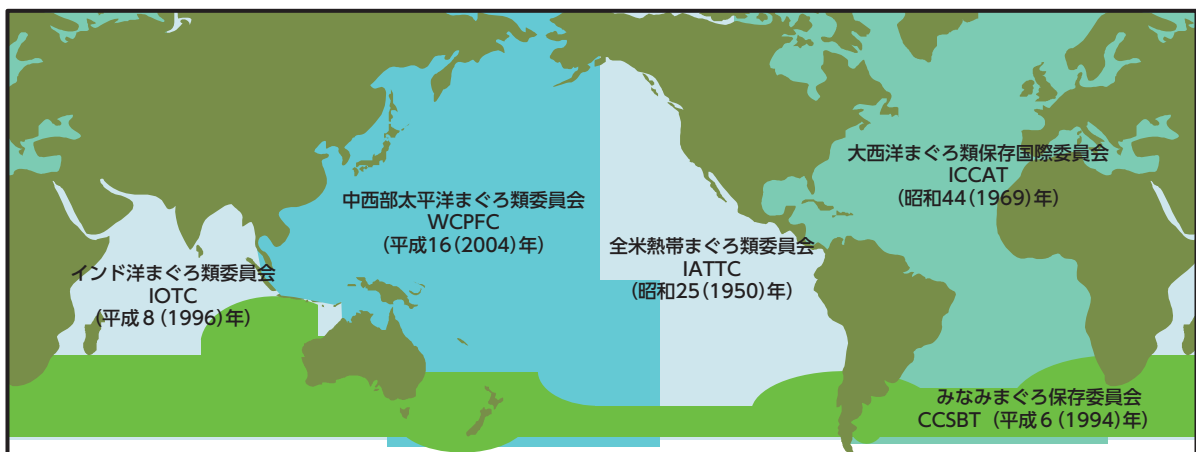
地域漁業管理機関では、沿岸国や遠洋漁業国等の関係国・地域が参加し、資源評価や資源管理措置の遵守状況の検討を行った上で、漁獲量規制、漁獲努力量規制、技術的規制等の実効ある資源管理の措置に関する議論が行われます。特に、高度に回遊するカツオ・マグロ類は、世界の全ての海域で、それぞれの地域漁業管理機関による管理が行われています。また、カツオ・マグロ類以外の水産資源についても、底魚を管理する北西大西洋漁業機関（NAFO）等に加え、近年、サンマ、マサバ等を管理する北太平洋漁業委員会（NPFC）等の新たな地域漁業管理機関も設立されました。このほか、令和3（2021）年6月に発効した中央北極海無規制公海漁業防止協定に基づく第1回締約国会合が令和4（2022）年11月に開催され、協定水域における海洋生物資源等に関する知識の増進及び漁業が与える影響を決定することを目的とした共同科学調査・モニタリング計画を令和5（2023）年6月までに策定することを目指しています。

我が国は、責任ある漁業国として、我が国漁船の操業海域や漁獲対象魚種と関係する地域漁業管理機関に加盟し、資源の適切な管理と持続的利用のための活動に積極的に参画するとともに、これらの地域漁業管理機関で合意された管理措置が着実に実行されるよう、加盟国の資源管理能力向上のための支援等を実施しています。

ウ カツオ・マグロ類の地域漁業管理機関の動向

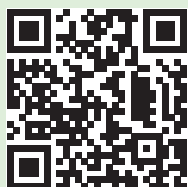
世界のカツオ・マグロ類資源は、地域又は魚種別に五つの地域漁業管理機関によって全てカバーされています（図表4-9）。このうち、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）、全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）及びインド洋まぐろ類委員会（IOTC）の4機関は、それぞれの管轄水域内のカツオ・マグロ類資源について管理責任を負っています。また、南半球に広く分布するミナミマグロについては、みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）が一括して管理を行っています。

図表4-9 カツオ・マグロ類を管理する地域漁業管理機関と対象水域



注：（ ）は条約発効年。

*1 正式名称：海洋法に関する国際連合条約



まぐろに関する情報（水産庁）：
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/tuna/>

〈中西部太平洋におけるカツオ・マグロ類の管理（WCPFC）〉

中西部太平洋のカツオ・マグロ類の資源管理を担うWCPFCの水域には、我が国周辺水域が含まれ、この水域においては、我が国のかつお・まぐろ漁船（はえ縄、一本釣り、海外まき網）約400隻のほか、沿岸はえ縄漁船、まき網漁船、一本釣り漁船、流し網漁船、定置網、ひき縄漁船等がカツオ・マグロ類を漁獲しています。

北緯20度以北の水域に分布する太平洋クロマグロ等の資源管理措置に関しては、WCPFCの下部組織である北小委員会で実質的な議論を行っています。特に、東部太平洋の米国やメキシコ沿岸まで回遊する太平洋クロマグロについては、太平洋全域での効果的な資源管理を行うために、北小委員会と東部太平洋のマグロ類を管理するIATTCの合同作業部会が設置され、北太平洋まぐろ類国際科学委員会（ISC）^{*1}の資源評価に基づき議論が行われます。その議論を受け、北小委員会が資源管理措置案を決定し、WCPFCへ勧告を行っています。

WCPFCでは、太平洋クロマグロの資源量が歴史的最低水準付近まで減少したこと等から、平成27（2015）年以降、1）30kg未満の小型魚の漁獲を平成14（2002）～16（2004）年水準から半減させること、2）30kg以上の大型魚の漁獲を同期間の水準から増加させないこと、等の措置が実施されてきました。くわえて、WCPFCでは、3）暫定回復目標（歴史的中間値（約4万t）^{*2}）達成後の次の目標を「暫定回復目標達成後10年以内に、60%以上の確率で親魚資源量を初期資源量の20%（約13万t）まで回復させること」とすること、4）資源変動に応じて管理措置を改訂する漁獲制御ルールとして、暫定回復目標の達成確率が（ア）60%を下回った場合、60%に戻るよう管理措置を自動的に強化し、（イ）75%を上回った場合、（i）暫定回復目標の達成確率を70%以上に維持し、かつ、（ii）次期回復目標の達成確率を60%以上に維持する範囲で漁獲上限の増加の検討を可能とすること、等の管理方式が合意されています。

このような資源管理の取組の結果、太平洋クロマグロの親魚資源量は回復傾向にあり、令和4（2022）年にISCが行った最新の資源評価によると、親魚資源量は、令和2（2020）年時点で約6.5万tにまで回復しています（図表4-10）。

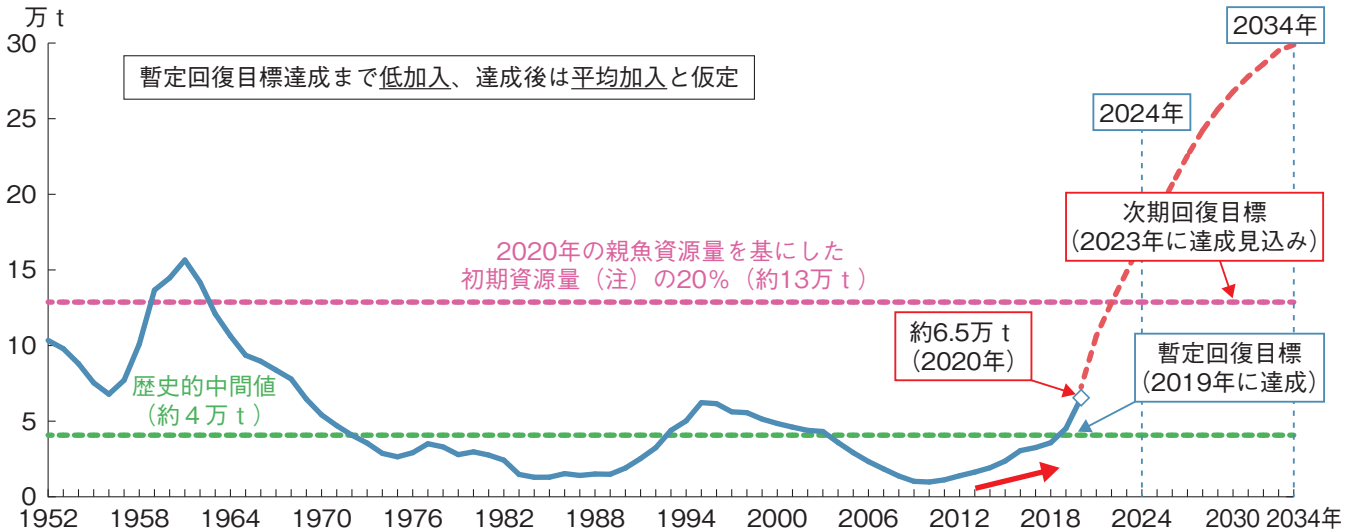
令和3（2021）年のWCPFC会合で、我が国からの提案に基づき、大型魚の漁獲上限の15%増加に合意し、令和4（2022）年から適用されたところです。

令和4（2022）年の同年次会合では、カツオ及び北太平洋ビンナガについて、中長期的に維持すべき資源の水準や、あらかじめ資源の状況に応じた漁獲のあり方を設定しておく管理方式が採択されました。また、北太平洋メカジキの漁獲努力量を基準年（平成20（2008）～22（2010）年）より増加させないことを内容とする保存管理措置が採択されました。

*1 日本、中国、韓国、台湾、米国、メキシコ等の科学者で構成。

*2 親魚資源量推定の対象となっている昭和27（1952）年から平成26（2014）年の親魚資源量推定の中間値。

図表4-10 太平洋クロマグロの親魚資源量の回復予測～現行措置を継続した場合～



資料：ISCクロマグロ資源評価レポート（令和2（2020）年）

注：初期資源量：資源評価上の仮定を用いて、漁業がない場合に資源が理論上どこまで増えるかを推定した数字。かつてそれだけの資源があったということの意味するものではない。

〈東部太平洋におけるカツオ・マグロ類の管理（IATTC）〉

東部太平洋のカツオ・マグロ類の資源管理を担うIATTCの水域では、我が国のまぐろはえ縄漁船約40隻が、カツオ、熱帯性マグロ類（メバチ及びキハダ）等を対象に操業しています。

令和4（2022）年の年次会合では、北太平洋ビンナガについて、中長期的に維持すべき資源の水準や、あらかじめ資源の状況に応じた漁獲のあり方を設定しておく管理方式が採択されました。

〈大西洋におけるカツオ・マグロ類の管理（ICCAT）〉

大西洋のカツオ・マグロ類の資源管理を担うICCATの水域では、我が国のまぐろはえ縄漁船約70隻が、大西洋クロマグロ、メバチ、キハダ、ビンナガ等を対象として操業しています。

令和4（2022）年の年次会合では、大西洋クロマグロについて、あらかじめ合意された管理手続きに基づき、令和5（2023）年から令和7（2025）年までの漁獲可能量（TAC）として、東大西洋の資源については令和4（2022）年の36,000tから40,570tに増加させること、西大西洋の資源については現行の2,726tを維持することが合意されました。

〈インド洋におけるカツオ・マグロ類の管理（IOTC）〉

インド洋のカツオ・マグロ類の資源管理を担うIOTCの水域では、約60隻の我が国のかつお・まぐろ漁船（はえ縄及び海外まき網）が、メバチ、キハダ、カツオ、カジキ等を漁獲しています。令和4（2022）年の年次会合では、資源状態が懸念されているキハダの国別の漁獲上限の引き下げが議論されましたが合意されず、現行の資源管理措置を継続することになりました。

また、集魚装置（FAD）の規制や将来的にTACを導入する場合の個別配分の基準については、引き続き議論を行うこととなりました。



〈ミナミマグロの管理（CCSBT）〉

南半球を広く回遊するミナミマグロの資源はCCSBTによって管理されており、同魚種を対象として我が国のまぐろはえ縄漁船約80隻が操業しています。

CCSBTでは、資源状態の悪化を踏まえ、平成19（2007）年からTACを大幅に削減したほか、漁獲証明制度の導入等を通じて資源管理を強化してきた結果、近年では、資源は依然として低位水準であるものの、回復傾向にあると評価されています。その結果、平成19（2007）年に3,000tだった我が国の漁獲割当量は、平成30（2018）年には6,165tまで増加しました。また、令和2（2020）年の年次会合では、令和3（2021）～5（2023）年の各年における我が国の漁獲割当量を6,245tとすることが合意されました。

エ サンマ・マサバ等の地域漁業管理機関の動向

〈サンマ等の管理（NPFC）〉

北太平洋の公海では、NPFCにおいて、サンマやマサバ、クサカリツボダイ等の資源管理が行われています（図表4-11）。

サンマは、太平洋の温帯・亜寒帯域に広く生息する高度回遊性魚種です。以前は我が国、韓国及びロシア（旧ソ連）のみがサンマを漁獲していましたが、近年では台湾、中国及びバヌアツも漁獲するようになりました。これまで、我が国及びロシアは主に自国の200海里水域内で、その他の国・地域は主に北太平洋公海で操業していましたが、近年、サンマの漁場が遠方化したため、総漁獲量に占める公海での漁獲量の割合が増加しています。

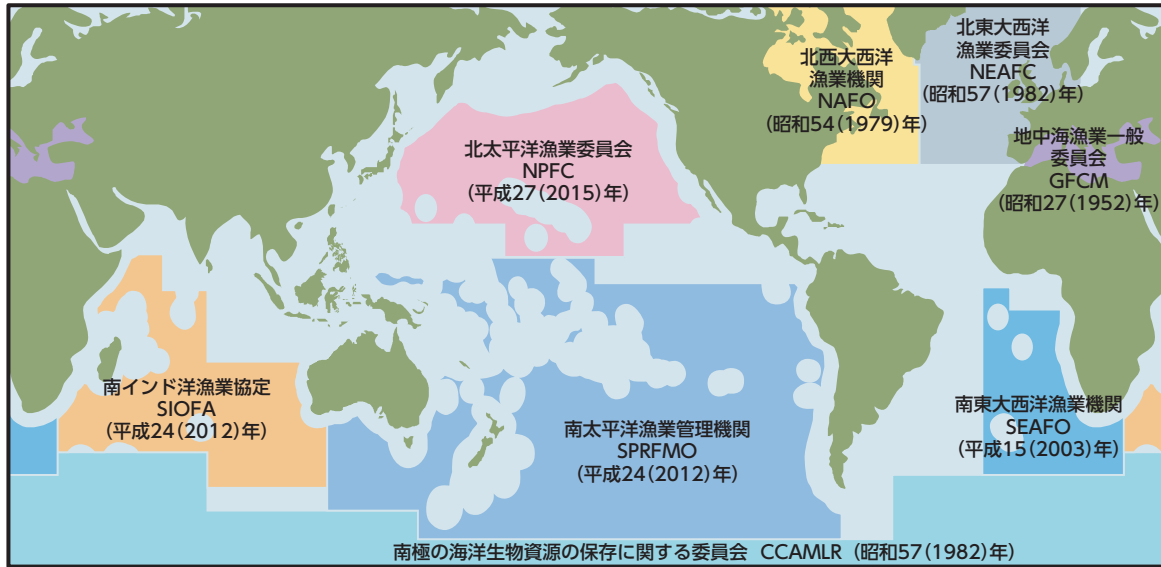
このような背景を踏まえ、NPFCにおいては、令和元（2019）年7月に令和2（2020）年における公海でのTACを33万tとすることが合意されたことに続き、令和3（2021）年2月には、令和3（2021）及び4（2022）年におけるサンマの公海でのTACを19.8万t（令和2（2020）年から40%削減）とすること、各国等は公海での漁獲量を平成30（2018）年の漁獲実績から40%削減すること等が合意されました。さらに、令和5（2023）年3月には、令和5（2023）及び6（2024）年における公海でのTACを15万t（令和4（2022）年から25%削減）とすること、各国等は公海での漁獲量を平成30（2018）年の漁獲実績から55%削減することが合意されました。これに加え、小型魚保護のための措置や、操業期間や操業隻数を制限する漁獲努力量削減のための措置が導入されました。引き続き、サンマ資源について、漁獲量の適切な制限等、資源管理を進めていきます。

また、マサバ（太平洋系群）は、主に我が国EEZ内に分布する魚種であり、近年、資源量の増加に伴って、EEZの外側まで資源がしみ出すようになりました。このため、中国等の外国による漁獲が増加しており、資源への影響が懸念されています。

このような背景から、NPFCにおいて、平成29（2017）年7月に公海でマサバを漁獲する遠洋漁業国・地域の許可隻数の増加禁止（沿岸国の許可隻数は急増を抑制）が合意されました。

我が国は、今後とも、EEZ内のマサバ資源が持続的に利用されるよう、資源管理措置の更なる強化を働き掛けていきます。

図表4-11 NPFC等のカツオ・マグロ類以外の資源を管理する主な地域漁業管理機関と対象水域



注：1) 我が国はSPRFMO及びNEAFCには未加盟。GFCMについては令和2（2020）年に脱退。
2) () は条約発効年。

オ IUU漁業の撲滅に向けた動き

〈IUU漁業の抑制・根絶に向けた取組が国際的に進展〉

各国や地域漁業管理機関等が国際的な資源管理に向け努力している中で、規制措置を遵守せず無秩序な操業を行うIUU漁業は、水産資源に悪影響を与え、適切な資源管理を阻害するおそれがあります。このため、IUU漁業の抑制・根絶に向けた取組が国際的に進められています。

例えば各地域漁業管理機関においては、正規の漁業許可を受けた漁船等のリスト化（ポジティブリスト）やIUU漁業への関与が確認された漁船や運搬船等をリスト化（ネガティブリスト）する措置が導入されており、さらに、ネガティブリストに掲載された船舶の一部に対して、国際刑事警察機構（ICPO）が各国の捜査機関に注意を促す「紫手配書」を出すなど、IUU漁業に携わる船舶に対する国際的な取締体制が整備されてきています。また、幾つかの地域漁業管理機関においては、漁獲証明制度^{*1}によりIUU漁業由来の漁獲物の国際的な流通を防止しています。

ネガティブリストについては、例えばNPFCでは、平成29（2017）年7月に我が国の提案を基に採択されたIUU漁船リスト（無国籍船23隻）に、平成30（2018）年は4隻、令和元（2019）年は6隻、令和3（2021）年は3隻、令和5（2023）年は4隻が追加で掲載されるなど（合計40隻）、着実にリストが充実されてきています。

二国間においても、我が国とロシアとの間で、ロシアで密漁されたカニが我が国に密輸出されることを防止する二国間協定が平成26（2014）年に発効したほか、EU、米国及びタイとIUU漁業対策の推進に向けた協力を確認する共同声明を出すなど、IUU漁業の抑制・根絶を目指した取組を行っています。

また、平成28（2016）年6月に発効した違法漁業防止寄港国措置協定^{*2}は、締約国がIUU

*1 漁獲物の漁獲段階から流通を通じて、関連する情報を漁獲証明書に記載し、その内容を関係国の政府が証明することで、その漁獲物が地域漁業管理機関の資源管理措置を遵守して漁獲されたものであることを確認する制度。

*2 平成29（2017）年5月10日に我が国国会で承認され、同年6月18日に我が国について効力が発生。



漁業に従事した外国漁船の寄港を禁止すること等の寄港国措置を通じて、IUU漁業の抑制・根絶を図るものであり、これにより、広い洋上でIUU漁業に従事している船を探すのではなく、寄港地において効率的・効果的な取締りを行うことが可能となりました。

さらに、令和4（2022）年12月に施行された特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律*¹においては、国際的なIUU漁業防止の観点から特定の水産動植物等の輸入に際して、外国の政府機関が発行した証明書等の添付を義務付けることとしており、この法律の適正な運用を通じて違法漁獲物の流通を防止することとしています。

カ 二国間等の漁業関係

〈韓国との関係〉

我が国と韓国との間では、日韓漁業協定*²に基づき、相互入漁の条件（漁獲割当量等）のほか、日本海の一部及び済州島南部さいしゅうとうの水域に設定された暫定水域における資源管理と操業秩序の問題について協議を行っています。

韓国との間においては、我が国のまき網漁船等の操業機会の確保の要請がある一方で、我が国EEZにおける韓国漁船の違法操業や、暫定水域の一部の漁場の韓国漁船による占拠の問題の解決等が重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、これらの問題の解決に向けて働き掛けていますが、合意に至っておらず、現在、相互入漁は行われていません。

〈中国との関係〉

我が国と中国の間では、日中漁業協定*³に基づき、相互入漁の条件や東シナ海の一部に設定された暫定措置水域等における資源管理等について協議を行っています。

近年、東シナ海では、暫定措置水域等において非常に多数の中国漁船が操業しており、水産資源に大きな影響を及ぼしていることが課題となっています。また、相互入漁については、中国側が我が国EEZへの入漁を希望しており、競合する我が国漁船への影響を念頭に、中国漁船の操業を管理やまとたいする必要があります。

さらに、日本海大和堆やまとたい周辺の我が国EEZにおける多数の中国漁船による違法操業を防止するため、漁業取締船を同水域に重点的に配備し、海上保安庁と連携して対応するとともに、中国に対し、漁業者への指導等の対策強化を含む実効的措置を執るよう繰り返し強く申し入れてきており、今後も、繰り返し抗議するなど、関係省庁が連携し、厳しい対応を図っていきます。

このような状況を踏まえ、違法操業の問題、水産資源の適切な管理及び我が国漁船の安定的な操業の確保について協議を行っています。合意に至っておらず、現在、相互入漁は行われていません。

また、我が国固有の領土である尖閣諸島せんかくしよとう周辺においては、中国海警局に所属する船舶による接続水域内での航行や領海侵入等の活動が相次いで確認されており、我が国漁船に近づこうとする動きを見せる事案も繰り返し発生しています。現場海域では、国民の生命・財産及

* 1 令和2年法律第79号

* 2 正式名称：漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定

* 3 正式名称：漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定

び我が国の領土・領海・領空を断固として守るとの方針の下、関係省庁が連携し、我が国漁船の安全が確保されるよう、適切に対応しています。

〈台湾との関係〉

我が国と台湾の間での漁業秩序の構築と、関係する水域での海洋生物資源の保存と合理的利用のため、平成25（2013）年に、我が国の公益財団法人交流協会（現在の公益財団法人日本台湾交流協会）と台湾の亜東関係協会（現在の台湾日本関係協会）との間で、「日台民間漁業取決め」が署名されました。この取決めの適用水域はマグロ等の好漁場で、日台双方の漁船が操業していますが、我が国漁船と台湾漁船では操業方法や隻数、規模等が異なることから、一部の漁場において我が国漁船の円滑な操業に支障が生じており、その解消等が重要な課題となっています。このため、我が国漁船の操業機会を確保する観点から、本取決めに基づき設置された日台漁業委員会において、日台双方の漁船が漁場を公平に利用するため、操業ルールの改善に向けた協議が継続されています。

令和5（2023）年3月、令和5年（2023）年漁期の操業ルールについて、令和元（2019）年漁期から令和4（2022）年漁期まで継続されていた操業ルールを暫定的に適用するとともに、双方のはえ縄漁船の操業トラブル回避のためのルールの見直しに向けて早期に協議していくことで一致しました。

〈太平洋島しょ国等との関係〉

カツオ・マグロ類を対象とする我が国の海外まき網漁業、遠洋まぐろはえ縄漁業、遠洋かつお一本釣り漁業等の遠洋漁船は、公海だけでなく、太平洋島しょ国やアフリカ諸国のEEZでも操業しています。各国のEEZ内での操業に当たっては、我が国と各国との間で、政府間協定や民間取決めが締結・維持され、二国間で入漁条件等について協議を行うとともに、これらの国に対する海外漁業協力を行っています。

特に太平洋島しょ国のEEZは我が国遠洋漁船にとって重要な漁場となっていますが、近年、太平洋島しょ国側は、カツオ・マグロ資源を最大限活用して、国家収入の増大及び雇用拡大を推進するため、入漁料の大幅な引上げ、漁獲物の現地水揚げ、太平洋島しょ国船員の雇用等を要求する傾向が強まっています。

これらに加え、太平洋島しょ国をめぐっては、中国が、大規模な援助と経済進出を行うなど、太平洋島しょ国でのプレゼンスを高めており、入漁交渉における競合も生じてきています。このように我が国漁船の入漁をめぐる環境は厳しさを増していますが、海外漁業協力を行うとともに、令和3（2021）年7月に開催された第9回太平洋・島サミット等、様々な機会を活用し、海外漁場での安定的な操業の確保に努めているところです。

（6）捕鯨業をめぐる動き



ア 大型鯨類を対象とした捕鯨業

〈母船式捕鯨業及び基地式捕鯨業の操業状況〉

我が国は、科学的根拠に基づいて水産資源を持続的に利用するとの基本方針の下、令和元（2019）年6月末をもって国際捕鯨取締条約から脱退し、同年7月から我が国の領海とEEZで、十分な資源が存在することが明らかになっている大型鯨類（ミンククジラ、ニタリクジ



ラ及びイワシクジラ)を対象とした捕鯨業を再開しました。

また、令和2(2020)年10月に、鯨類の持続的な利用の確保に関する法律^{*1}に基づく「鯨類の持続的な利用の確保のための基本的な方針」を策定し、鯨類科学調査の意義や捕獲可能量の算出、捕鯨業の支援に関する基本的事項等を定めました。

令和4(2022)年の大型鯨類を対象とした捕鯨については、沿岸の基地式捕鯨業はミンククジラの来遊減少等の影響により苦戦し、ミンククジラ107頭の捕獲枠に対し58頭の捕獲にとどまりましたが、母船式捕鯨業は順調に操業を行い、捕獲枠を全量消化しました(図表4-12)。なお、これらの捕鯨業は、国際捕鯨委員会(IWC)で採択された改訂管理方式(RMP)に沿って算出される捕獲可能量以下の捕獲枠で実施されています。



捕鯨の部屋(水産庁):
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/>

図表4-12 捕鯨業の対象種及び令和4(2022)年の捕獲枠と捕獲頭数

	母船式捕鯨業		基地式捕鯨業	
	ニタリクジラ	イワシクジラ	ミンククジラ	ツチクジラ
捕獲枠	187	25	107	76
捕獲頭数	187	25	58	24
水産庁留保	0	0	26	0

イ 鯨類科学調査の実施

〈北西太平洋や南極海における非致命的調査を継続〉

我が国は、鯨類資源の適切な管理と持続的な利用を図るため、昭和62(1987)年から南極海で、平成6(1994)年からは北西太平洋で、それぞれ鯨類科学調査を実施し、資源管理に有用な情報を収集し、科学的知見を深めてきました。

我が国は、国際捕鯨取締条約脱退後も、国際的な海洋生物資源の管理に協力していくという我が国の従来の方針の下で、引き続き、IWC等の国際機関と連携しながら、科学的知見に基づく鯨類の資源管理に貢献しています。

例えば、我が国とIWCが平成22(2010)年から共同で実施している「IWC/日本共同北太平洋鯨類目視調査(IWC-POWER)」については、脱退後も継続しています。同調査では、我が国が調査船を提供することに加え、我が国からの調査員も乗船の上、北太平洋において毎年、目視やバイオプシー(皮膚標本)採取等の調査を行っており、イワシクジラ、ザトウクジラ、シロナガスクジラ、ナガスクジラ等の資源量推定等に必要な多くのデータが得られています。また、ロシアとも平成27(2015)年からオホーツク海における共同調査を実施しています。我が国は、このような共同調査を今後も継続していくこととしており、令和4

*1 平成29年法律第76号

(2022)年4～5月に開催されたIWC科学委員会においても、本共同調査における我が国のこれまでの協力に対して謝意が示されるとともに、次期調査計画も承認されました。

今後とも、これらの共同調査に加え、我が国がこれまで実施してきた北西太平洋や南極海における非致命的調査を継続するとともに、商業的に捕獲された全ての個体から科学的データの収集を行い、これまでの調査で収集してきた情報と併せ、関連の国際機関に提供すること等を通じて、国際的な鯨類資源管理に貢献するとともに、科学的根拠に基づく持続的かつ適切な捕鯨業の実施の確保を図っていきます。

(7) 海外漁業協力



〈水産業の振興や資源管理のため、水産分野の無償資金協力及び技術協力を実施〉

我が国は、我が国漁船にとって重要な漁場を有する国や海洋生物資源の持続的利用の立場を共有する国を対象に、水産業の振興や資源管理を目的として水産分野の無償資金協力（水産関連の施設整備等）及び技術協力（専門家の派遣や政府職員等の研修の受入れによる人材育成・能力開発等）を実施しています。

また、海外漁場における我が国漁船の安定的な操業を確保するため、我が国漁船が入漁している太平洋島しょ国等の沿岸国に対しては、民間団体が行う水産関連施設の修繕等に対する協力や水産技術の移転・普及に関する協力を支援しています。

さらに、東南アジア地域における持続的な漁業の実現のため、東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC）への財政的・技術的支援を行っています。